

議題3 令和6年度地域密着型サービス等事業所の運営指導等状況について（報告）

1 実地指導状況について

安城市では、全ての介護サービス事業所に対し、3年に一度を目途に運営指導を行っています。

令和7年1月末時点で、地域密着型サービス等では、29法人34事業所に対し運営指導を行いました。（令和7年2～3月実施予定 5事業所）

（1）指導状況

（事業所数）

サービス種類	指導件数	文書指導	自主返還
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 （小規模特別養護老人ホーム）	—	—	—
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	4	4	—
地域密着型特定施設入居者生活介護 （小規模介護付有料老人ホーム）	1	1	—
小規模多機能型居宅介護	1	1	—
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	1
地域密着型通所介護	7	7	1
認知症対応型通所介護	1	1	—
夜間対応型訪問看護	—	—	—
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	—
居宅介護支援	13	12	1
介護予防支援	5	5	—

（2）主な指導内容（黄色マーカー部は令和6年度改正に伴う指摘事項）

ア 重要事項説明書と運営規程について、齟齬が見られるため整合性を図り正しい表記をすること。

イ 職員の職種や兼務状況等について、辞令等で明確にすること。

ウ 虐待防止の指針について、必要項目を盛り込むこと。

エ 虐待の防止のための研修及び虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に実施すること。

オ 運営規程について、虐待の防止に係る措置に関する事項を記載すること。

カ 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

キ 感染症の予防及びまん延防止のための指針について、必要事項を盛り込むこと。

ク 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

ケ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催すること。

コ 業務継続計画について、必要項目を盛り込むこと。

議題3 令和6年度地域密着型サービス等事業所の運営指導等状況について（報告）

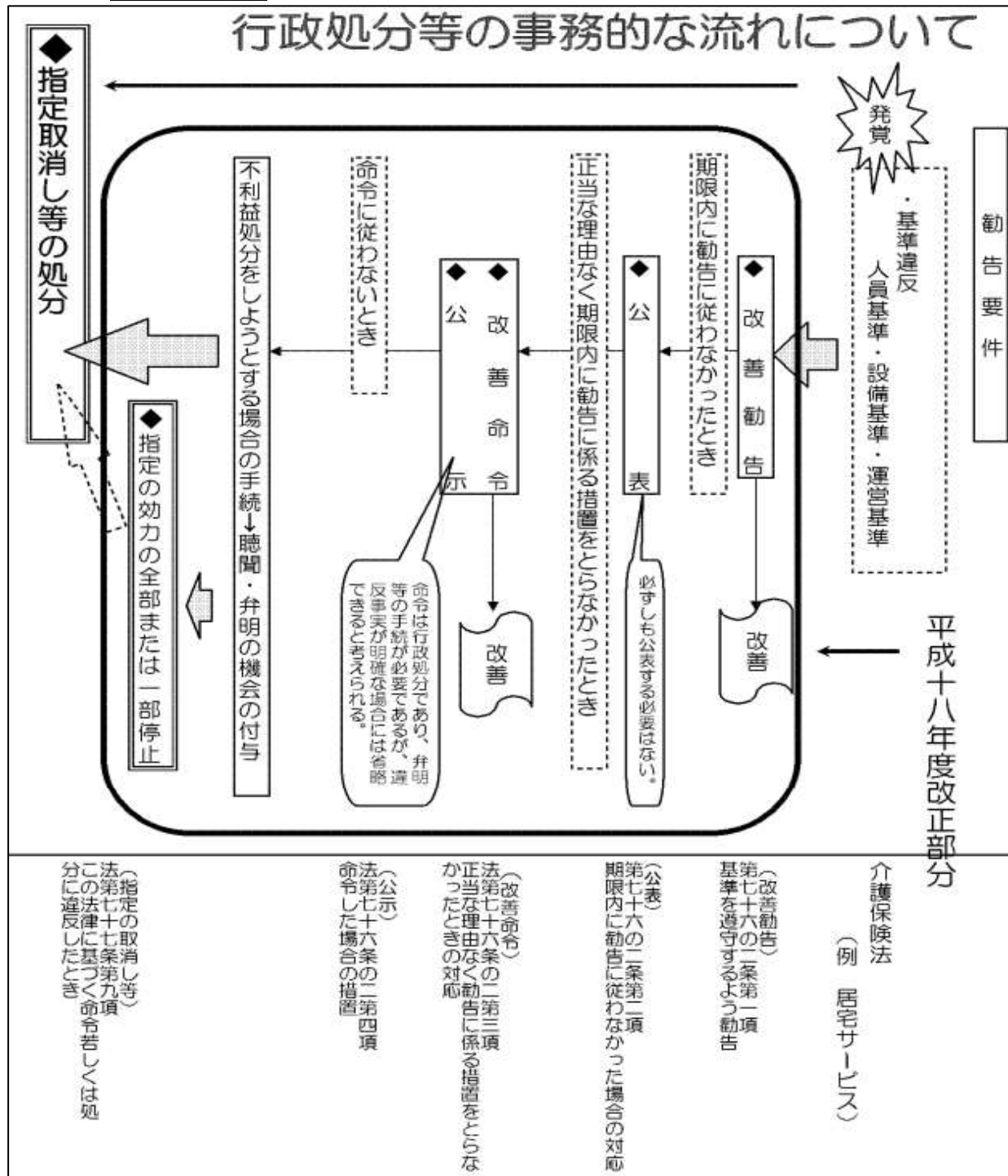
2 監査について

(1) 監査とは

介護保険法監査制度(介護保険法第76条、78条の7、83条、90条、100条、115条の7、115条の17、115条の27、115条の33)です。

以下に該当すると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合に実施します。

- ア 人員、施設、及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しい
- イ 報酬請求について、不正を行っている
- ウ 不正な手続きにより指定を受けている
- エ 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている



※ 令和6年度愛知県介護保険指定事業者講習会資料より抜粋

(2) 本市の監査実施状況について

令和6年度は1件対応中です。対応後結果を報告させていただきます。